

1. 件名: 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(北地区)の核燃料物質変更許可申請に係る面談

2. 日時: 令和2年11月2日(月)13:30~15:30

3. 場所: 原子力規制庁10階南会議室 ※テレビ会議により実施

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部研究炉等審査部門

菅原企画調査官、本多主任安全審査官、真田係長

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

大洗研究所 材料試験炉部 照射課 課長 他7名

5. 要旨

(1) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)から、令和2年8月7日付けで申請のあった大洗研究所における核燃料物質使用変更許可申請書について、令和2年10月21日の面談での原子力規制庁からの指摘事項に対して資料に基づき説明を受けた。

(2) 原子力規制庁から、以下の点について伝えた。

○線量評価の見直しについて、今後再評価結果が明らかになった段階でその内容を説明すること。

○非常用電源設備は、使用施設と原子炉施設との共用施設であるが、外部電源喪失時における代替措置について、令和元年9月18日付けで申請のあった大洗研究所における原子炉施設廃止措置計画認可申請書において記載されている内容と差異が生じている。この理由を説明すること。

(3) 原子力機構から、承知した旨の発言があった。

6. 資料

・材料試験炉(JMTR 及びホットラボ)の核燃料物質使用変更許可申請について

以上